

株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料） について

平成19年4月

全 国 銀 行 協 会

株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）について

全国銀行協会では、平成18年8月に「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第1版）」（以下、「設定事務フロー第1版」という）を取りまとめ、同9月に公表した（全銀協HP参照 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/18/news180922.html>）。

その後、当協会では、継続検討事項を含め、第2版策定に向けて検討を重ねてきたが、今般、担保設定に加え、担保解除時、担保権実行時の想定事務フローを加え、標記「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）」（以下、「本事務フロー」という）として取りまとめた。本事務フローは、担保設定時については、設定事務フロー第1版の第2版的位置づけであるが、解除、実行も加えたことから、名称を変更して、本事務フローとしたものである。

本事務フローについては、現在幅広く利用されている株式担保が、株券電子化後においても、担保権設定者、担保権者等利用者にとって引き続き利便性の高いものとなり得るよう、円滑な手続について想定されるモデルをもとに、(株)証券保管振替機構、日本証券業協会の協力を得て、振替機関や口座管理機関の事務上の問題点について意見交換を行いながら検討を行ったものである。

本事務フローは、設定事務フロー第1版の位置付けと同様に、株券電子化後の株式担保事務について、想定される一例を参考として示したものであり、すべての想定される株式担保に係る事務手続等を示すものではなく（例えば、担保権者である銀行の新振替制度への参加形態は、本事務フローに示しているような加入者レベルでの参加に限定されるわけではない）、株式担保に係る事務フローは、あくまでも各行において策定されるものであって、本事務フローが個別銀行の事務手続を一律にルール化するものではないことには引き続きご留意いただきたい。

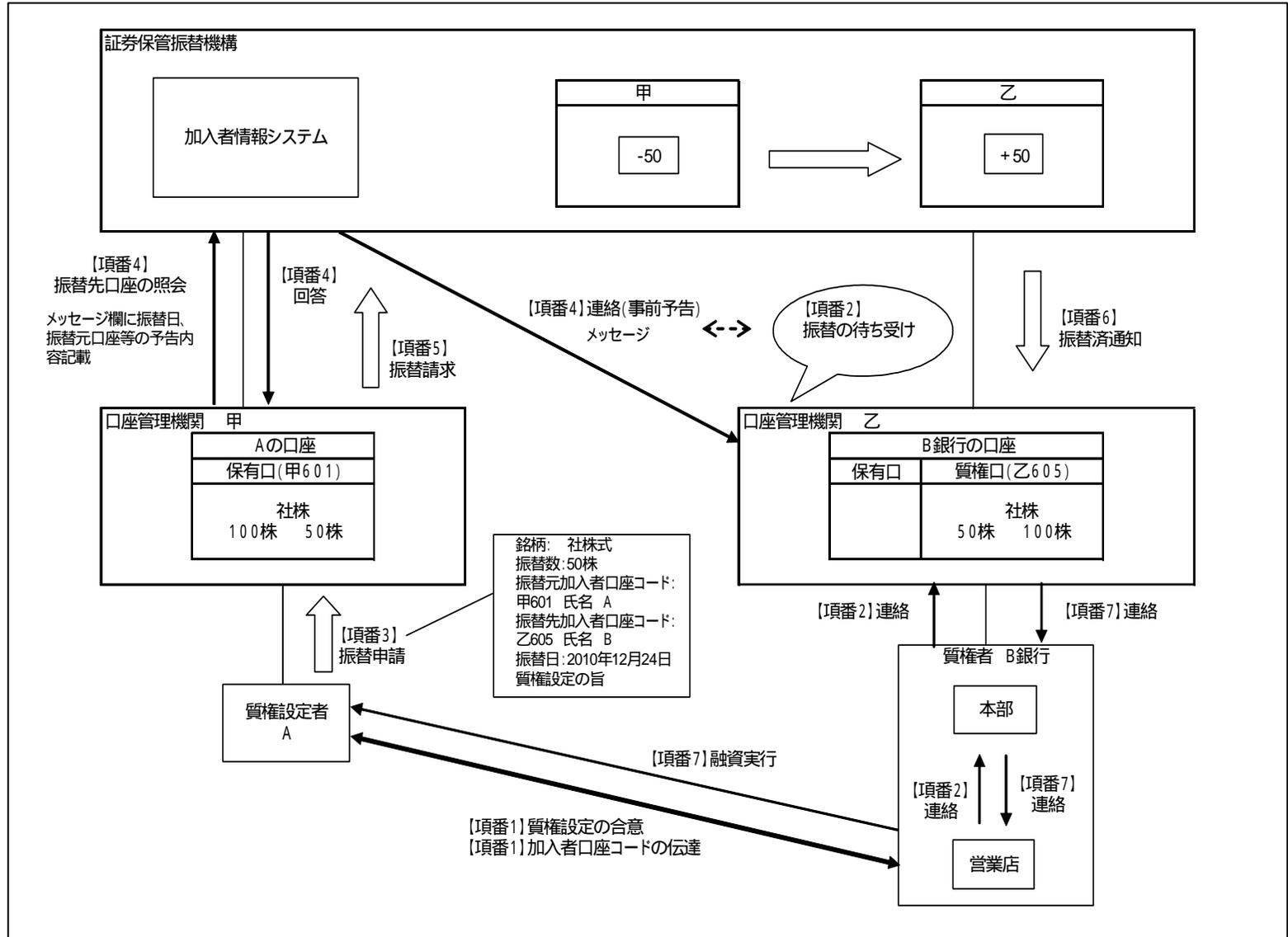
なお、今後、株券電子化への移行までの検討を踏まえて、修正・追加等があり得ることにご留意いただき、ご意見、ご質問等があれば、全銀協事務局までお寄せ願いたい。

平成19年4月
全国銀行協会

【 1 . 設定】

- A
 - 担保権設定者
- B
 - 担保権者（銀行）
- 甲
 - 設定者側の口座管理機関（Aの取引証券会社など）
- 乙
 - 担保権者（銀行）側の口座管理機関（Bの直近上位機関）

担保権者、担保権設定者とも口座管理機関に口座を開設して制度に参加する場
合を想定



	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1	担保権設定の合意	<p>担保権設定者 A と B 銀行（担保権者）との間で担保権設定の合意をする。具体的には A は B 宛に有価証券担保差入証を差入れる。</p> <p>振替指定日（例えば 2010 年 12 月 24 日）も決める。</p> <p>有価証券担保差入証には、現在の実務と同様に担保株式の銘柄と数量が記載される（例えば 社株 50 株）。</p> <p>担保権設定者 A は、B 銀行に対して、口座管理機関甲（例えば、A の取引証券会社など）に開設している口座の加入者口座コード（甲 601）を伝える。</p> <p>B 銀行は、担保権設定者 A に対し、口座管理機関甲において A が振替申請する際に提示する書面を交付する。この書面には、B 銀行が口座管理機関乙に開設した口座の加入者口座コード（乙 605）の記載を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保には質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。 ・ 担保差入証の記載事項については、現行実務と新制度の振替手続、振替依頼書上の記載事項などを踏まえて、実務面、法務面から検討予定。 ・ 担保差入証の日付を合意日とするか、振替日とするかについて、振替依頼書の日付も含め、差入証の記載事項として検討（振替指定日を確定日に限るか、「成り行き」（日以降など）を認めるかも要検討事項）。 ・ 振替指定日の 営業日前迄に A が振替申請を行う等のルールについては要検討事項。 ・ 担保権者（銀行）は、事前に「振替指定日 振替制限日」であることをチェックする必要がある。 ・ A の加入者口座コードの担保権者 B への通知方法としては、有価証券担保差入証に加入者口座コード欄を設けて記入してもらうということも考えられる。 ・ 当該書面の記載内容、体裁などは、証券会社の実務や振替依頼書のフォームを踏まえ、検討予定（例えば、債務者や融資案件との紐付けのための銀行固有のコードなどを記載する必要が考えられる。この点は、後記【項番 4】の事前照会のメッセージ欄の内容を踏まえて検討）。

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
2	B 銀行から乙への連絡（B 銀行内の処理）	<p>B 銀行は、口座管理機関乙に対して、上記【項番 1】において担保権設定者 A との合意に際し受け取った事項を連絡する。</p> <p>連絡事項は</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 振替指定日（上記【項番 1】の例示では 2010 年 12 月 24 日） ➢ 銘柄・株式数（上記【項番 1】の例示では、社株 50 株） ➢ A の加入者口座コード（甲 601）となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保設定手続においては、上記【項番 1】の担保権設定者 A の対応は営業店単位で行う一方で、株式の振替にかかるオペレーションなどは本店で行うことが考えられる。この場合、担保権設定者 A との合意にかかる情報を営業店と本店の間でどのように伝達するかは、個別銀行の事務によるものの、伝達情報については左記の口座管理機関乙へ伝達する情報は必須になるので、留意。 ・ 債務者と担保提供者が異なることもある点に注意。 ・ 口座管理機関乙は、B 銀行からの情報伝達により、口座管理機関甲からの振替の「待ち受け」が可能となる。この連絡事項には、紐付けのための固有コード等（上記【項番 1】留意事項参照）も考えられる。 ・ 乙は、B 銀行から連絡を受けた事項について、後記【項番 4】の甲による振替先口座の照会手続によって予め確認が可能となる（「裏を取る」ことができる。実質的な照合作業）。
3	A から甲への振替申請	<p>A は上記【項番 1】で合意した内容に基づき、甲に振替申請を依頼する。</p> <p>上記【項番 1】の例示では、振替日：2010 年 12 月 24 日、社株 50 株、A の加入者口座コード（甲 601）、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）、および質権設定の旨伝えることとなる。</p> <p>この際、A は甲に対し、上記【項番 1】の B 銀行が A に交付した書面（B 銀行の加入者口座コード等記載）を提示。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保設定完了までの通常所要（必要）日数の明示については、現状の振替の実務よりも極力短縮される方向で検討（現状 4 営業日程度）。 ・ B 銀行が A に交付した書面を、甲に対して提示する取扱いについては、情報伝達に漏れがないよう、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。

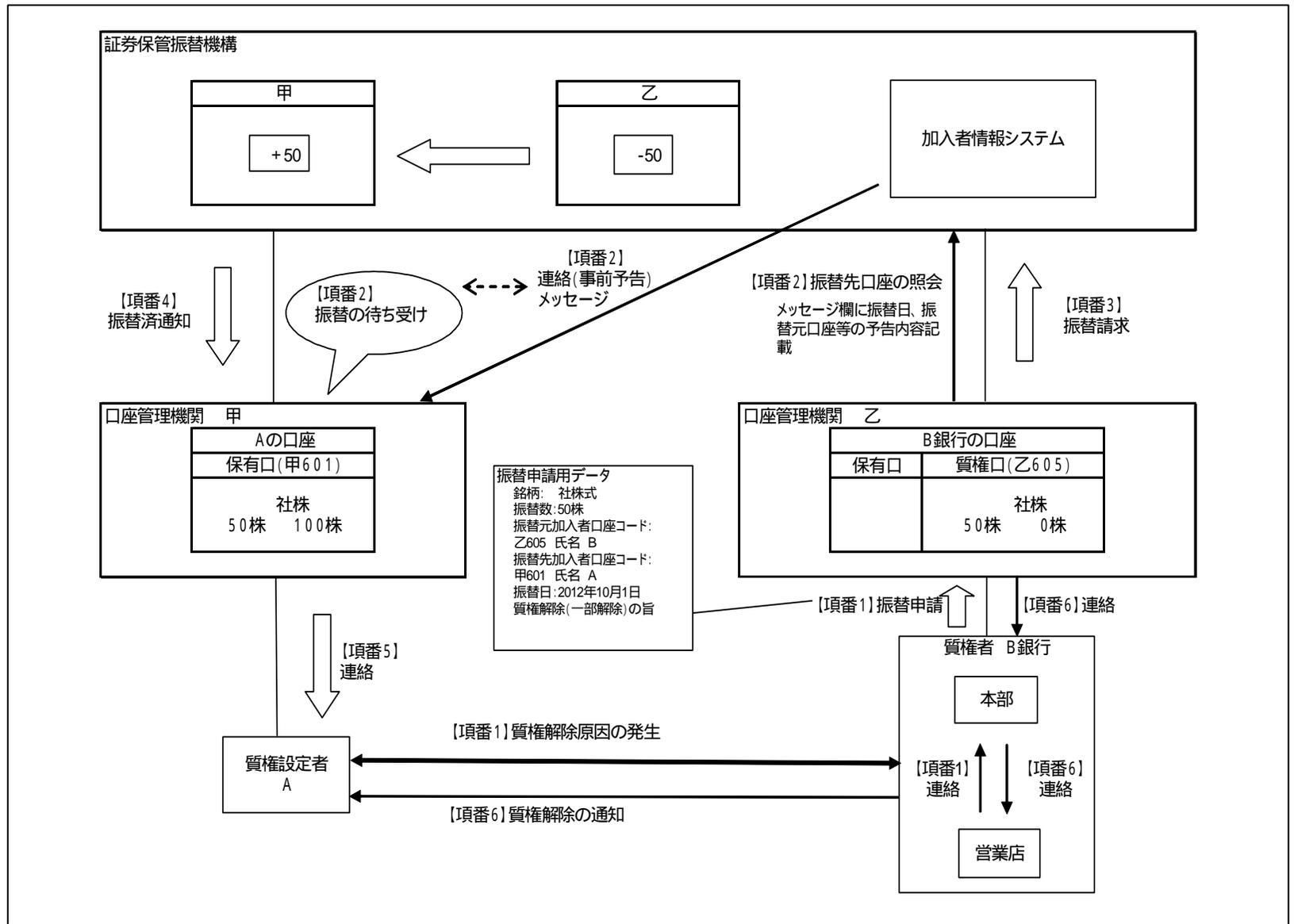
	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
4	甲による事前照会手続	<p>甲は証券保管振替機構に振替先口座（乙におけるB銀行の口座）の有無の照会を行う。</p> <p>証券保管振替機構は、甲からの照会を受けたときは、乙に照会内容を通知する。</p> <p>この通知に付随するメッセージが振替の事前予告となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の事前の照会通知により、乙（および乙を通じてB銀行）は、Aから甲に対し、上記【項番1】の合意に基づく振替申請が行われていること、担保設定のための振替請求が行われることが分かるとともに、振替内容の確認、B銀行内での融資実行の準備等の対応が可能となる。 ・ 仮に、左記照会通知が来ないことにより、Aによる振替申請が遅れていることが判明した場合などにおいては、「Aに振替申請の実行を促す」とする取扱いにより、手続を進めることが可能となる（【項番1】の留意事項のように「振替指定日の 営業日までにAが振替申請を行う」旨差入証上で合意しておくのも一つの考え方）。 ・ Aからの振替申請があった場合に、甲からの本照会については、原則として遅滞なく行うことで検討（遅くとも、後記【項番5】の振替日の前営業日に行われる必要がある）。 ・ 乙に対する照会内容の通知について、メッセージ欄をどのように使うかについては、要検討。
5	甲による振替請求	<p>甲は証券保管振替機構宛に振替請求を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としては、融資実行日の前営業日までに振替を完了させる方向で検討。 ・ 融資実行日当日の振替請求を希望する場合の振替申請のカットオフタイムの設定については、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
6	乙による振替確認	<p>乙では振替済通知によって、当該振替が完了したことを確認し、B銀行の質権口に記録する。</p> <p>その際、当該振替済通知の銘柄、株数、B銀行の加入者口座コード(乙 605)、Aの加入者口座コード(甲 601)などにより、振替先口座の確認を行うとともに、上記【項番2】においてB銀行より連絡された取引内容との一致の有無を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保権設定の効力は、当該記録(口座管理機関乙に設置された振替口座簿上でのBの質権口へ残高の記録)により生ずる。 ・ 設定者の加入者口座コードも引き続き記録(保有)しておく必要はあると思われる。 ・ 振替により担保株式の届出が同時に行われない場合には、担保株式の届出を行う(当該届出の情報は、甲に通知される)。 ・ 乙は同時に証券保管振替機構の加入者情報システムにアクセスして、設定者Aの加入者口座コード番号(甲 601)からAの住所・氏名情報を入手することが可能。
7	乙からB銀行への連絡	乙は当該振替完了の旨をB銀行に連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行は、Aの加入者口座コード等によって、債務者・融資案件との紐付きを確認することとなる。

【 2 . 解除】

- ・ A
- 担保権設定者
- ・ B
- 担保権者（銀行）
- ・ 甲
- 担保権設定者側の口座管理機関（Aの取引証券会社など）
- ・ 乙
- 担保権者（銀行）側の口座管理機関（Bの直近上位機関）

担保権者、担保権設定者とも口座管理機関に口座を開設して制度に参加する場合を想定



	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1	B 銀行から乙への振替申請	<p>被担保債権の弁済等、質権解除原因の発生。 B 銀行は口座管理機関乙に質権解除に基づく振替申請を行う。</p> <p>例示では、振替日：2012 年 10 月 1 日、社株 50 株、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）、A の加入者口座コード（甲 601）等を伝えることとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保には質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。 <ul style="list-style-type: none"> 質権解除返戻にあたって、質権設定者対応ルールをどの程度共有化していくべきか要検討（現行担保解除に伴う返戻手続との関係で）。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ A からの質権解除依頼書の徴求の要否および解除依頼書の内容（解除依頼書上、振替日を具体的にコミットするか否か等） ➢ 質権解除に伴う返戻の通知の要否および通知事項 ➢ 口座管理機関甲では、設定時のような「待ち受け」が必要か（質権設定者 A との関係 【項番 4】） ➢ 解除通知の要否とタイミング（振替完了時点の確認との関係 【項番 6】） etc. ・ 質権解除原因発生後いつまでに振替申請を行うかについては、個別銀行の対応による。 ・ 解除特有の振替申請データの要否。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当初差入日・債務者名（同一人が同一銘柄を複数回差入れている可能性があるため） etc. ・ 質権設定中に担保権設定者 A より担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更（返戻口座の変更）が甲を通じてなされている場合は、担保権者側の口座管理機関乙にも新たな加入者コードの通知があるので、当該コードにかかる口座をもって返戻先口座として振替申請することになると思われるが、差入証上の変更届出義務との関係

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
			<p>で整理が必要(差入証上、変更届出がない場合も、当該担保株式にかかる加入者コードについて変更があったときには、振替制度の取扱いに基づき新たな加入者コードを返戻先として扱う旨を規定することが考えられる)。</p> <p>返戻先口座 = 加入者口座コードにかかる口座とする一律の取扱いは可能か(転担保の場合は、株主の加入者口座コードと担保権設定者の加入者口座コードが異なり、返戻先口座の確認は可能か)。</p> <p>振替申請自体は B の行為だが、振替申請の内容及び、設定者 A の意思を関与させるかどうかも問題(上記質権設定者対応参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質権設定中に担保権者 B 銀行が担保株式の株主である加入者(A)の加入者口座コードの変更(返戻口座の変更)を乙を通じて行う場合は、B は変更内容について把握していることになるので、変更後の返戻口座宛に振替申請を行うことになるが、A からの差入証上の変更届と口座内容の変更届と両方の取扱いをどのように規律するか要検討。 <p>A から解除依頼書を徴求し、当該依頼書にて解除に係る設定者 A の意思を関与させ、併せて返戻先口座の確認を行う場合は、差入証上の変更届を A から都度徴求することは不要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本振替が、担保解除に伴うものであることについてメッセージ欄利用ニーズの有無。 ・ 一部解除の場合の申請については要検討。

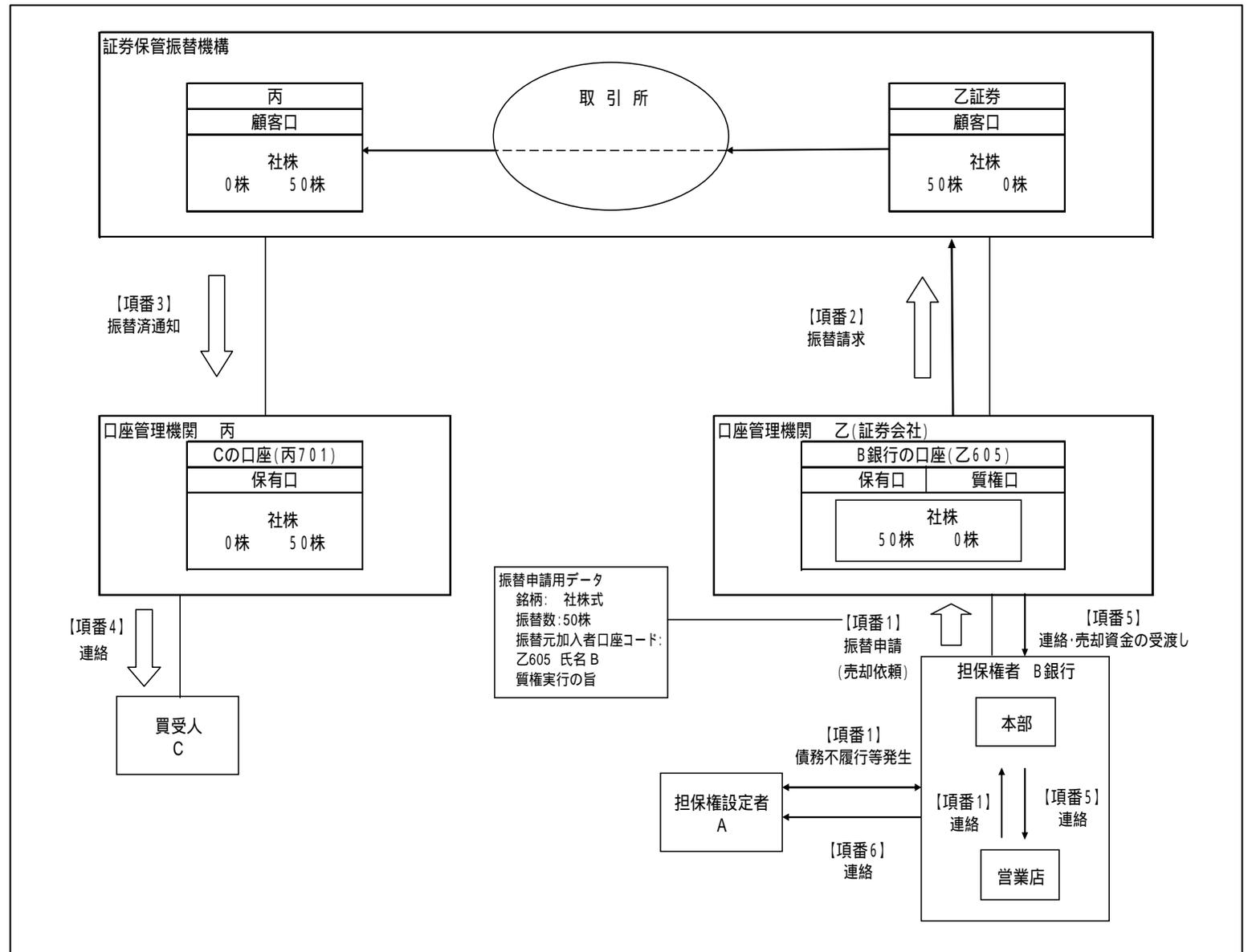
	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
2	乙による事前照会手続	乙は証券保管振替機構に返戻先口座（甲における質権設定者 A の口座）の有無の照会を行う。 証券保管振替機構は、乙からの照会を受けたときは、甲に照会内容を通知する。	・ 乙の照会は、設定時の甲の照会と同様の取扱い（証券会社等の一般的な取扱いに準ずる）。
3	乙による振替請求	乙は証券保管振替機構宛に振替請求を行う。	・ カットオフタイムの設定については、設定時の取扱いと併せてなお検討。 ・ 担保株式の届出の解除も行う（当該解除の情報は、甲に通知される。なお、担保株式の届出の解除は、社株 50 株全部の担保解除がされたときに行う）。
4	甲による振替確認	甲では、振替済通知によって当該振替が完了したことを確認し、A の保有口に記録する。 その際、当該振替済通知の銘柄、株数、A の加入者口座コード（甲 601）、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）などにより、振替先口座の確認を行う。	・ 間接口座管理機関が入る場合や、差入元とは異なる口座管理機関に返戻することを考慮し、質権設定者 A から甲の営業店窓口への事前連絡の要否については要検討。
5	甲から質権設定者 A への連絡	甲は当該振替完了の旨を質権設定者 A に連絡する。	・ 証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。
6	B 銀行から A への質権解除の通知	口座管理機関乙は、質権解除に伴う振替が完了した旨の連絡を B 銀行に行う。 連絡を受けた B 銀行は、担保権設定者 A に対し質権解除の通知を行う。	・ B 銀行から A に対する質権解除の通知の要否およびタイミング（B 銀行が振替完了の事実をどのように確認するか）は要検討（A からの連絡待ちでは、連絡がこない可能性が高いため、B の直近の上位機関である乙から連絡を受ける必要があると思われる）。例えば、 ➢ 乙に開設された B 銀行の質権口に減少の記録がなさ

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
			<p>れた時点で A に通知</p> <p>➤ 甲に開設された A の口座に当該株券の残高の記録がされたことを確認後通知</p> <p>「解除時点」の考え方と併せて整理。</p>

【3. 実行】

- ・ A
- 担保権設定者
- ・ B
- 担保権者（銀行）
- ・ C
- 買受人
- ・ 乙
- 担保権者（銀行）
側の口座管理機関
（Bの直近上位機関）
- ・ 丙
- 買受人側の口座管理機関（Cの取引証券会社など）

担保権者、担保権設定者、買受人とも口座管理機関に口座を開設する加入者して制度に参加する場
合を想定
実行方法には取引所取引の他、相対取引も考えられるが、ここでは取引所取引を想定



	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1	B 銀行から乙への振替申請	<p>債務者の債務不履行等、担保権実行原因の発生。</p> <p>B 銀行は口座管理機関乙に対し、担保権実行に基づく振替申請（担保株券の市場売却依頼）を行う。</p> <p>例示では、社株 50 株、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）等を伝えることになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所取引は、取引所における取引資格を有する証券会社等を通じて行うことになる。したがって、担保権者である銀行が直接口座管理機関である場合や、B 銀行の上位口座管理機関乙が当該取引資格を有しない場合には、いったん当該取引資格を有する証券会社等に開設した銀行名義の口座に担保株式を振替えるなどの必要がある点に留意（ここでは、B 銀行の上位口座管理機関乙は証券会社であるという前提） <ul style="list-style-type: none"> 担保解除の場合と同様、質権設定者対応ルールをどの程度共有化していくべきか要検討。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実行する旨の通知の要否および通知事項 ➢ 実行に係る担保権設定者 A の同意の要否 ➢ 担保権実行完了通知の要否およびタイミング（【項番 6】） ・ 担保権実行に基づく振替申請と通常の振替申請の場合の申請内容の異同については要検討。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本振替が担保権実行である旨の連絡の要否 ➢ 振替先口座の申請の取扱い（この時点では売却先は未定） ➢ B 銀行が担保処分用に口座を使い分けている場合の取扱い（【項番 2】） etc. ・ 担保株式の届出の解除も行う（当該解除の情報は、甲に通知される。なお、担保株式の届出の解除は、社株 50 株全部の担保解除がされたときに行う）

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
			<ul style="list-style-type: none"> 一部実行の場合の申請については要検討。
2	乙による担保株券の売却	B 銀行から担保権実行に基づく振替申請を受けた口座管理機関乙は、取引所取引による方法で担保株券の売却を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 乙による取引所取引（当該売却に係る振替請求および、買受人の振替先口座の事前照会手続の要否および内容等）は、証券会社等で行われる一般的な事務フローに準ずる。銀行の担保権実行の場合に特別な留意が必要かはや確認。 B 銀行が複数の口座を使い分けている場合、乙証券・B 銀行間における担保処分口座の確認ルールについては要検討。 乙から B 銀行への売買成立に係る連絡のタイミングについては、要検討（質権設定者 A への実行済通知の関係【項番 5】）。
3	丙による振替確認	丙では、振替済通知によって当該振替が完了したことを確認し、C の保有口に記録する。	
4	丙から買受人 C への連絡	丙は当該振替完了の旨を買受者 C に連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> 買受人 C への連絡については、証券会社等口座管理機関における振替事務フローに準ずる。
5	乙から B 銀行への振替完了の連絡および売却代金の受渡し	乙は振替完了の旨を B 銀行に連絡する。 B 銀行は担保株券の売却に係る売却代金を受領。	<ul style="list-style-type: none"> 乙から B 銀行への振替（売却）完了の旨の通知の要否およびタイミング、通知内容、売却資金の受渡し方法等について、どこまでルールの共有化が必要かはや確認。
6	B 銀行から担保権設定者 A への連絡	B 銀行は、担保権実行が完了した旨を担保権設定者 A に通知する。	<ul style="list-style-type: none"> B 銀行から A に対する担保権実行完了の通知の要否およびタイミング（B 銀行の口座に減少の記録がなされた時点、買受人 C の口座に残高が記録された時点、B 銀行の資金受領後など）、通知内容等について、どこまでルールの

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
			共有化が必要かは要検討。